

# 双葉町帰還準備目的宿泊費 支援事業補助金 申請方法

## Step1

### 補助要件を確認にする

ご自身が補助金の対象となるか確認してください。

- ☐ 平成23年3月11日時点で双葉町に住民票を置いていた
- ☐ 立入規制緩和区域に居宅または宅地を所有している
- ☐ 立入規制緩和区域への帰還準備のために宿泊施設を利用する
- ☐ 町税などの町へ支払うお金を滞納していない
- ☐ 双葉町暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない

## Step2

### 帰還の準備のため双葉町内の宿泊施設に宿泊

旅館業法第3条第1項の許可を受けている者が営む宿泊施設(以下のとおり)を利用した場合が補助の対象になります。

- ・ ビジネスホテルARM双葉

## Step3

### 補助金交付申請・請求

様式は町ホームページからダウンロードできます。

#### 【提出書類】

- ☐ 双葉町帰還準備目的宿泊費支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ☐ 利用した宿泊施設が発行した領収書の原本(様式第2号へ貼付)
- ☐ 補助金振込口座の預金通帳の写し

## Step4

### 補助金交付

申請から支給まで少々お時間をいただきます。



お問い合わせ

双葉町 住民生活課 ☎0240-33-0126(年未年始を除く平日 8:30~17:15)

様式のダウンロード 双葉町 住民生活課ホームページ

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10898.htm>

申請書の届け先 〒979-1475 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73-4